

免税事業者への課税転換の要請について

22-003号
通巻:230

財務省や公正取引委員会等は3月8日付けで、「免税事象者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」を一部改正し、公表しました。

今回はその追加された内容について紹介していきます。

□登録事業者への転換懇諭(しょうよう)の対応を追加

免税事業者である取引先に対して、課税事業者(インボイス制度の登録事業者)となるように要請をする場合における独占禁止法や下請法の考え方などが示されました。

主に「登録事業者となるような懇諭等」の項目の追加、及び参考資料における事例の追加になります。

「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」の抜粋

6 登録事業者となるような懇諭等

課税事象者が、インボイスに対応するために、取引先の免税事業者に対し、課税事業者になるよう要請することがあります。このような要請を行うこと自体は、独占禁止法上問題となるものではありません。

しかし、課税事業者になるよう要請することにとどまらず、課税事業者にならなければ、取引価格を引き下げるとか、それにも応じなければ取引を打ち切ることにするなど一方的に通告することは、独占禁止法上又は下請法上、問題となるおそれがあります。例えば、免税事業者が取引価格の維持を求めたにもかかわらず、取引価格を引き下げる理由を書面、電子メール等で免税事業者に回答することなく、取引価格を引き下げる場合は、これに該当します。また、免税事業者が、当該要請に応じて課税事業者となるに際し、例えば、消費税の適正な転嫁分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置く場合についても同様です(上記1.5等参照)

したがって、取引先の免税事業者との間で、取引価格等について再交渉する場合には、免税事業者と十分に協議を行っていただき、仕入側の事業者の都合のみで低い価格を設定する等しないよう、注意する必要があります。

※懇諭とは、「そうすように誘って、しきりに勧めること」をいいます。

Q&Aが読みづらいという方は、以下の事例紹介マンガをご参照下さい。

「インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方」の追加部分(事例3)の抜粋

【事例3】

- 課税事業者が、取引先である免税事業者に対して、**課税転換を求めた**。
- その際、「インボイス事業者にならないければ、**消費税分はお支払いできません。承諾いただければ今後のお取引は考えさせていただきます。**」という文言を用いて要請を行った。また、**要請に当たっての価格交渉にも応じなかった**。

① 要請文書発出
いきなり何だろう…？
取引先A (免税事業者)
取引先B (免税事業者)
通知
うちは免税事業者との取引が多いし、とりあえず、**課税事業者**になってもらおう

② 要請文書には…
通知
インボイス事業者にならないければ、消費税分はお支払いできません。
承諾いただければ今後のお取引は考えさせていただきます。

③ 価格交渉 (免税事業者のままのAさんの場合)
免税事業者のままでも、価格を据え置いてもらえませんか…？
免税のままなら**10%価格を引き下げます！**それがいやなら今後の取引は考えさせていただきます。
わかりました…

③' 価格交渉 (課税転換するBさんの場合)
(取引を切られるのは困る…！)
課税事業者になります！
ありがとうございます。では、**今まで通りの金額**をお願いします。
課税転換するのに、価格交渉もさせてくれないんですね…

➤それ、独占禁止法上問題となるおそれがあります！



課税事業者になるよう要請すること自体は独占禁止法上問題になりませんが、それにとどまらず、**課税事業者にならないければ取引価格を引き下げる、それにも応じなければ取引を打ち切る**などと**一方的に通告**することは、独占禁止法上問題となるおそれがあります。また、**課税事業者となるに際し、価格交渉の場において明示的な協議なしに価格を据え置く場合**も同様です。

参考: 公正取引委員会HP、税務通信

公正取引委員会のHPIには、今回新たに追加された事例以外のQ&Aも掲載されております。インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すこと自体が、直ちに問題となるものではありませんが、見直しに当たっては、「優越的地位の濫用」に該当する行為を行わないよう注意が必要です。一度ご確認下さい。

クラージュ総合会計事務所 岡 樹